大館市特別養護老人ホームつくし苑
指定短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）事業所

重　要　事　項　説　明　書

当施設は、介護保険の指定を受けています。
（秋田県指定　第0570415802号）

当施設は、ご契約者に対して指定短期入所生活介護サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

目　次　　ページ

１．事業者　２
２．ご利用施設の概要　２
３．居室の概要　３
４．サービスの内容と利用料金　４
５．協力医療機関と医療　１２
６．施設を退所していただく場合　１３
７．身元引受人（連帯保証人）　８．職員の配置と勤務体制　１４
９．非常災害時の対応　１５
１０．緊急時のおける対応　１５
１１．当施設ご利用の際に留意いただく事項　１６
１２．高齢者虐待防止について　１３．身体的拘束適正化について　１７
１４．衛生管理について　１７
１５．事業継続計画の策定について　１６．苦情の受付について　１８
１７．事故発生時の対応　１８．個人情報の取り扱い　１９
１９．記録の管理　２０．ハラスメントに対する対応について　１９

令和８年８月１日改定（第45版）

１．事業者

（１）設置者の名称　　大館市社会福祉事業団
（２）施設経営法人の名称　　社会福祉法人　大館市社会福祉事業団
（３）法人代表者名　　理事長　　日景　浩樹
（４）法人設立年月日　　平成９年11月25日
（５）法人所在地　　秋田県大館市十二所字大水口４−５
電話番号　　0186-47-7200

（６）法人の主な事業

①大館市特別養護老人ホームつくし苑（定員110人）
②大館市デイサービスセンター大滝指定通所介護事業（定員40人）
③大館市ホームヘルパーステーション指定訪問介護事業
④大館市社会福祉事業団指定居宅介護支援事業
⑤大館市地域包括支援センターおおたき
⑥大館市養護老人ホーム成章園運営管理
⑦大館市ケアハウスほうおう運営管理
⑧大館市ふれあいセンターやまびこ運営管理
⑨大館市へき地保育所運営管理

２．ご利用施設の概要

（１）施設の種類　　指定短期入所生活介護事業所：平成19年４月１日指定（平成12年４月１日大館市として指定）
秋田県　第0570415802号

（２）施設の目的　　指定短期入所生活介護事業所は、介護保険法令に従い、ご契約者（利用者）が、在宅でその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生を営むことができるように支援し、介護する家族の精神的及び肉体的な負担を軽減することを目的として、短期間ご契約者に、日常生活を営むために必要な居室および共用施設等をご利用いただき、指定短期入所生活介護サービスを提供します。

この施設は、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、介護者の一時的な理由等により居宅においてこれを受けることが困難な方がご利用いただけます。

（３）施設の名称　　大館市特別養護老人ホームつくし苑
指定短期入所生活介護事業所

（４）施設の所在地　　秋田県大館市十二所字大水口４番地５
電話番号　　0186-47-7200

（５）管理者氏名　　施設長　　伊藤　政利

（6）当施設の理念・方針

共生　・私たちは、一人ひとりをかけがいのない存在として尊重します。
・私たちは、一人ひとりの最善の利益を追求します。
・私たちは、暮らしやすい地域社会づくりに貢献します。

協働　・私たちは、関係機関との連携に努め質の高い支援を行います。
・私たちは、組織内の連携を高め、働きがいのある職場風土を築きます。
・私たちは、「支えあい」「助けあい」を大切にします。

自律　・私たちは、一人ひとりがもつ能力と自己決定を尊重し権利を擁護します。
・私たちは、業務改善を推進し最良の実践を行います。
・私たちは、自らの専門性を高めるべく責任をもって研さんに努めます。

（7）開設年月日　平成11年4月1日

（8）交通の便　ＪＲ花輪線十二所駅より徒歩15分
秋北バス花輪駅行き成章小学校前下車徒歩5分

（9）敷地概要　15,250.01㎡　（大館市所有）

（10）建物概要　耐火構造1階建・延べ床面積4,980㎡　（大館市所有）
竣工　平成10年12月22日

（11）利用定員　短期入所10人

3．居室の概要

（1）居　室（特別養護老人ホーム110床を含む）

当施設では、以下の居室をご用意しています。入居される居室は原則として4人部屋ですが、個室への入居を希望される場合は、その旨お申し出下さい。（但し、ご契約者の心身の状況や居室の空き状況によりご希望に添えない場合もあります。）

居室の種類	室数	面積（1床当）	備考
個室（1人部屋）	12室	16.50㎡	※従来型個室
2人部屋	10室	9.63㎡	※多床室
4人部屋	22室	8.25㎡	※多床室
合計	44室		

※　利用に際しては、特別養護老人ホームの利用者と同室となるときがあります。

※　ご契約者から居室希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご契約者の心身の状況により居室を変更する場合がありますが、その際にはご契約者やご家族等と協議のうえ決定するものとします。

※　個室（1人部屋）については、トイレが設置されています。他の居室は共用トイレを使用していただくこととなります。

（2）主な共用設備

1　玄関
2　事務室
3　介護職員室・看護職員室・医務室・静養室
4　談話室（面接室）
5　食堂・ホール
6　浴室　　特殊浴槽（臥床式１台・座位式１台）
　　一般浴槽（大滝温泉より引湯）
7　トイレ・洗面所
8　機能訓練室　　（主な設置機器）
　　肩関節輪転器・平行棒・スタンディングテーブル
　　階段昇降器・オーバーヘッドフレーム、他
9　洗濯室

※　上記は、厚生省が定める基準により、指定短期入所生活介護事業所に必置が義務付けられている施設・設備です。

（3）その他

・各個人用ベッド、全てのトイレ・浴室にナースコールを設置。

4．サービスの内容と利用料金

当施設は、施設サービス計画に基づき、ご契約者の要介護状態の軽減または悪化防止に資するよう、当該ご契約者の心身の状況等に応じ、その処遇を適切に行うものとします。

当事業所が提供するサービスについては、以下の場合があります。

（1）利用料金が、介護保険から給付される場合
（2）介護保険から給付されないが、事業所側で当面無料とする場合
（3）利用料金の全額をご契約者にご負担いただく場合

当施設では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

（1）当施設が提供する基準介護サービス（※契約書第４条参照）

以下のサービスについては、居住費、食費を除きご契約者の自己負担割合（1割・2割・3割）に応じて介護保険から給付されます。

1　居室の提供

・居室タイプは多床室、個室があります。
・各居室にはベッド等の備え付け家具をはじめ、空調設備や冷暖房が完備され心地よい空間を提供いたします。

2　食事

・管理栄養士がご契約者の好みや栄養状態等を考慮して献立を作成しています。

・ご契約者の摂食・嚥下（食べる・飲み込む）能力に応じた形態での食事を提供し、ご契約者が安全かつ楽しみを持って食べられるように努めています。
・ご契約者の自立支援のため、出来る限り離床して食堂にて食事をとっていただいています。

（食事時間：目安）

朝食　7：20 から 9：00
昼食　12：00 から 13：30
夕食　18：00 から 19：30

3　入浴

・入浴は週 2 回実施しています。体調等に応じて、シャワー浴や清拭を行なうこともあります。
・ご契約者の身体の保清と安全で心地よい入浴ケアに努めます。
・特殊浴槽が設置されていますので、寝たきりの方や車いすの方も気持ちよく入浴していただけます。

4　排泄

・ご契約者のプライバシーに配慮し、個々の状態に応じた適切な排泄用具の選定等により、可能な限り快適な排泄ケアが提供できるよう支援します。

5　機能訓練

・施設内での日常生活行動の中で、ご契約者の残存機能の維持につなげられるよう支援します。（生活リハビリ）
・必要に応じて機能訓練指導員、介護職員が連携し合い、適切な介助方法の提供や心身機能の維持に努めます。（機能訓練指導体制加算）

6　健康管理

・ご契約者に対し、施設利用中に必要な健康管理や内服管理を行ないます。
・夜間の急変等に備え、夜間帯は看護職員（当番制）の連絡体制を整備しております。

7　その他自立への支援

・余暇活動（軽体操や創作活動、音楽クラブ参加など）への参加を促進し、適度な心身活動と楽しみの機会を提供します。
・生活の場としての環境を整備し、安心して日常生活が送れるよう援助いたします。

【サービス利用料金（１日あたり）】＊自己負担割合が１割の場合

※（　　）内は個室利用の場合です。（単位：円）

	予防給付		介護給付				
① ご契約者の要介護度とサービス利用料金	要支援１	要支援２	要介護１	要介護２	要介護３	要介護４	要介護５
	4,510 (4,510)	5,610 (5,610)	6,030 (6,030)	6,720 (6,720)	7,450 (7,450)	8,150 (8,150)	8,840 (8,840)
②うち、介護保険から給付される金額	4,059 (4,059)	5,049 (5,049)	5,427 (5,427)	6,048 (6,048)	6,705 (6,705)	7,335 (7,335)	7,956 (7,956)
③サービス利用に係る自己負担額 (①−②)	451 (451)	561 (561)	603 (603)	672 (672)	745 (745)	815 (815)	884 (884)
④居室に係る自己負担額	915 (1,231)	915 (1,231)	915 (1,231)	915 (1,231)	915 (1,231)	915 (1,231)	915 (1,231)
⑤食事に係る自己負担額	1,545 朝 450 昼 559 夕 536	1,545 朝 450 昼 559 夕 536	1,545 朝 450 昼 559 夕 536	1,545 朝 450 昼 559 夕 536	1,545 朝 450 昼 559 夕 536	1,545 朝 450 昼 559 夕 536	1,545 朝 450 昼 559 夕 536
自己負担額合計 (③+④+⑤)	2,911 (3,227)	3,021 (3,337)	3,063 (3,379)	3,132 (3,448)	3,205 (3,521)	3,275 (3,591)	3,344 (3,660)

※食費・居住費は、ご契約者の世帯所得に段階に応じて、ご負担額に上限が設定されております。（重要事項説明書　P9　）

【サービス利用料金（１日あたり）】＊自己負担割合が２割の場合

※（　　）内は個室利用の場合です。（単位：円）

	予防給付		介護給付				
	要支援１	要支援２	要介護１	要介護２	要介護３	要介護４	要介護５
①ご契約者の要介護度とサービス利用料金	4,510 (4,510)	5,610 (5,610)	6,030 (6,030)	6,720 (6,720)	7,450 (7,450)	8,150 (8,150)	8,840 (8,840)
②うち、介護保険から給付される金額	3,608 (3,608)	4,488 (4,488)	4,824 (4,824)	5,376 (5,376)	5,960 (5,960)	6,520 (6,520)	7,072 (7,072)
③サービス利用に係る自己負担額（①－②）	902 (902)	1,122 (1,122)	1,206 (1,206)	1,344 (1,344)	1,490 (1,490)	1,630 (1,630)	1,768 (1,768)
④居室に係る自己負担額	915 (1,231)	915 (1,231)	915 (1,231)	915 (1,231)	915 (1,231)	915 (1,231)	915 (1,231)
⑤食事に係る自己負担額	1,545 朝450 昼559 夕536	1,545 朝450 昼559 夕536	1,545 朝450 昼559 夕536	1,545 朝450 昼559 夕536	1,545 朝450 昼559 夕536	1,545 朝450 昼559 夕536	1,545 朝450 昼559 夕536
自己負担額合計（③＋④＋⑤）	3,362 (3,678)	3,582 (3,898)	3,666 (3,982)	3,804 (4,120)	3,950 (4,266)	4,090 (4,406)	4,228 (4,544)

※食費・居住費は、ご契約者の世帯所得に段階に応じて、ご負担額に上限が設定されております。（重要事項説明書　P9　）

【サービス利用料金（１日あたり）】＊自己負担割合が３割の場合

※（　　）内は個室利用の場合です。（単位：円）

	予防給付		介護給付				
	要支援１	要支援２	要介護１	要介護２	要介護３	要介護４	要介護５
①ご契約者の要介護度とサービス利用料金	4,510 (4,510)	5,610 (5,610)	6,030 (6,030)	6,720 (6,720)	7,450 (7,450)	8,150 (8,150)	8,840 (8,840)
②うち、介護保険から給付される金額	3,157 (3,157)	3,927 (3,927)	4,221 (4,221)	4,704 (4,704)	5,215 (5,215)	5,705 (5,705)	6,188 (6,188)
③サービス利用に係る自己負担額（①－②）	1,353 (1,353)	1,683 (1,683)	1,809 (1,809)	2,016 (2,016)	2,235 (2,235)	2,445 (2,445)	2,652 (2,652)
④居室に係る自己負担額	915 (1,231)	915 (1,231)	915 (1,231)	915 (1,231)	915 (1,231)	915 (1,231)	915 (1,231)
⑤食事に係る自己負担額	1,545 朝 450 昼 559 夕 536	1,545 朝 450 昼 559 夕 536	1,545 朝 450 昼 559 夕 536	1,545 朝 450 昼 559 夕 536	1,545 朝 450 昼 559 夕 536	1,545 朝 450 昼 559 夕 536	1,545 朝 450 昼 559 夕 536
自己負担額合計（③＋④＋⑤）	3,813 (4,129)	4,143 (4,459)	4,269 (4,585)	4,476 (4,792)	4,695 (5,011)	4,905 (5,221)	5,112 (5,428)

※食費・居住費は、ご契約者の世帯所得に段階に応じて、ご負担額に上限が設定されております。（重要事項説明書　P9　）

【ショートステイ加算】※今後、体制を整備次第、届出を予定している項目を含む。
＊自己負担割合が1割の場合を掲載（2割負担⇒下記額の2倍、3割負担⇒下記額の3倍）。

加算の種類 （上記利用料金に加算されます）	金額（日額）	備考（※印は発生のつど）
送迎加算　※	184円/片道	※施設で送迎の都度
機能訓練指導体制加算	12円/日	
看護体制加算（Ⅰ）	4円/日	要介護1～5の方
看護体制加算（Ⅱ）	8円/日	要介護1～5の方
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	22円/日	
療養食加算　※	24円/日	※医師の指示のある方
夜勤職員配置加算（Ⅰ）	13円/日	
夜勤職員配置加算（Ⅲ）	15円/日	要介護1～5の方
介護職員等処遇改善加算（Ⅰロ）	当該サービス利用料の総自己負担額×17.6%	※支給限度額管理対象外

※居室と食事に係る費用について、負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載している負担限度額とします。

★当施設の居住費・食費の負担額

世帯全員が市町村民税非課税の方（市町村民税非課税者）や生活保護を受けておられる方の場合は、ショートステイの居住費（滞在費）・食費の負担が軽減されます。

〔単位：円〕（1日あたり）

所得の状況		居住費（居住の種類により違います）		食費
		多床室	従来型個室	
第1段階	・生活保護被保険者 ・世帯全員が市町村民税の非課税の老齢福祉年金受給者 ・預貯金額が1.000万円（夫婦の場合2.000万円）以下	0円	380円	300円
第2段階	・世帯全員が市町村民税の非課税かつ本人の年金収入等82.65万円以下 ・預貯金額が650万円（夫婦の場合1.650万円）以下	430円	480円	600円

第3段階①	・世帯全員が市町村民税の非課税かつ本人の年金収入等120万円以下 ・預貯金額が550万（夫婦の場合1.550万円）以下	430円	880円	1,030円
第3段階②	・世帯全員が市町村民税の非課税かつ本人の年金収入等120万円超 ・預貯金額が500万（夫婦の場合1.500万円）以下	530円	980円	1,360円
第4段階	・世帯に課税者がいる ・本人が市町村民税課税	915円	1,231円	1,545円

※実際の負担額は、日額で設定されます。
※居住費は利用した居室の種類に応じて１日単位で徴収されます。

（２）介護保険から給付されないが、施設側で当面無料とする場合（※契約書第５条参照）

１　貴重品の預かり

原則お預かりしませんが、やむを得ずお預かりが必要な場合は、施設利用期間中に限り施設で管理します。

・管理する金銭の形態　　理美容代など原則五千円未満の現金

２　日常生活用品

施設で共用している日常生活用品（ティッシュ、シャンプー類、タオル類等）を使用できます。

３　レクリエーション・クラブ活動

ご契約者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。（ボランティアサークルが主催する余暇活動での材料費は、別途実費がかかります。）

４　衣類等の洗濯

利用期間中における肌着や上着等の衣類やタオル等の洗濯については、施設の洗濯機で対応できるものについて、希望により施設で対応いたします。

５　通院時の送迎

ご利用期間中の定期通院時の送迎は、原則としてご家族に対応いただいております。ただし、やむを得ない事情によりご家族等による送迎ができない場合は、施設で可能な範囲に限り送迎を実施することがあります。

（別紙「ショートステイ利用中の通院送迎の対応について」参照）

６　その他

クリーニングの取次ぎ、郵便物の取次ぎ

（3）（1）、（2）以外のサービス（※契約書第５条参照）

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

１　理髪・美容

（理髪サービス）

毎月４回(木曜日)に出張による理髪サービス（利用料金：施設と理容店が協議決定した金額）を、希望によりご利用いただけます。

（美容サービス）

依頼があれば併設施設（コミュニティセンター）内の美容室をご利用いただけます。（利用料金：美容室の設定金額）

２　クリーニング

セーター等ウール製品やドライクリーニング等はクリーニング店の宅配サービスをご利用いただけます。（利用料金：クリーニング店設定金額）

３　買い物代行

ご契約者及びご家族が自ら購入できない場合は、施設の購入代行サービスをご利用いただけます。（購入品：実費徴収）

４　日常生活上必要となる諸費用実費

そのほか、日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用で、ご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

（おむつ代は介護保険給付対象となっていますのでご負担の必要はありません）

５　契約書第１８条に定める所定の料金

ご契約者が、契約終了後も居室を明け渡さない場合等に、本来の契約終了日から現実に居室が明け渡された日までの期間にかかる料金（１日あたり）

ご契約者の要介護度	要支援１	要支援２	要介護１	要介護２	要介護３	要介護４	要介護５
料金	7,126円	8,226円	8,646円	9,336円	10,066円	10,766円	11,456円

※経済状況の著しい変化その他やむをえない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う２ヶ月前までにご説明します。

（4）利用料金のお支払い方法

前記（1）（3）の支払いは、金融機関口座からの自動引き落としとなります。

※ご利用できる金融機関：秋田銀行、北都銀行、ゆうちょ銀行、農協など

上記以外の方法でお支払される場合は、事務担当までご相談ください。

（5） 医療的ケア（痰吸引・経管栄養）

痰の吸引等の医療的ケアが必要な方については、法令に基づき、医師の指示書をもとに看護職員が入所者ごとに計画書を作成し、入所者・ご家族の同意を得た上で、看護職員、及び一定の研修を修了した介護職員（認定特定行為業務従事者）が実施します。

介護職員による医療的ケアの実施はご家族の同意が原則となりますが、急な容態変化等により緊急やむを得ない場合に限り、同意前でも一定の要件を満たした介護職員が痰吸引等を実施することがあります。

5．協力医療機関と医療

※ショートステイ利用中に病状の変化等が生じた場合、原則、ご契約者が普段診察いただいている主治医へ連絡することとなりますが、緊急時に主治医との連絡がとれない場合などにおいて、施設が定めた協力医療機関への相談等を行うことがあります。

（1） 嘱託医師

院長名	秋田労災病院　消化器外科部長　　佐藤　茂範
所在地	大館市軽井沢字下岱30
電話番号	0186-52-3131
診療科目	外科
契約の内容	①入所者への定期的な診察 ②入所者が急変した場合の緊急対応措置 ③入所者が入院必要となった場合の医療機関の紹介等

（2） 協力医療機関

① 大館市立総合病院
② 大館市立扇田病院
③ 秋田労災病院

（3）その他、往診にきている医療機関

① 根田歯科医院（院長：根田　朋武）
所在地　大館市常盤木町3-14
電話番号　　42-1733

② ひない根田歯科医院（院長：根田　朋典）
所在地　比内町扇田字長岡下14-11
電話番号　　45-4181

（4） 入所者の医療

利用期間中の定期受診については、ご家族のご協力をいただいております。
また、万が一、利用中に急病や怪我が生じた場合は、ご契約者またはご家族との相談の上、医療機関の選定を行ないます。

６．施設を退所していただく場合（契約の終了について）

次に事項に該当した場合には、当施設との契約は終了し、ご契約者に退所していただくことになります。

① 利用期間中に、要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立と判定された場合
② 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合。
③ 施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合。
④ 当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合。
⑤ ご契約者からの退所の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい）。
⑥ 事業者から退所の申し出を行った場合（詳細は以下をご参照下さい）。

（１）ご契約者から退所の申し出（中途解約・契約解除）

契約の有効期間であっても、ご契約者から当施設からの退所を申し出ることができます。その場合には、事業所へ出来る限り速やかに口頭にて申し出ください。また、以下の場合には、即時に契約を解約・解除し、施設を退所することができます。

① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
② 施設の運営規程の変更に同意できない場合
③ ご契約者が入院された場合
④ 事業者もしくはサービス従事者が、正当な理由無く本契約に定める指定短期入所生活介護事業サービスを実施しない場合
⑤ 事業者もしくはサービス従事者が、守秘義務に違反した場合
⑥ 事業者もしくはサービス従事者が、故意または過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、または著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
⑦ 他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

（２）　事業者からの申し出により退所していただく場合（契約解除）

以下の事項に該当する場合には、当施設から退所していただくことがあります。

① ご契約者が、契約締結時にその心身の状況および病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、または不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
② ご契約者による、サービス利用料金の支払いが６ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらず、これが支払われない場合
③ ご契約者が、故意または重大な過失により事業者またはサービス従事者もしくは他の利用者の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、または著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

④　ご契約者が、契約期間中に医療機関等に入院すると見込まれる場合
⑤　その他、発熱や下痢・嘔吐などの症状があり、利用期間中にご契約者の体調変化が生じた場合や、感染症等（疑い含む）により他利用者への影響が懸念される場合

7．身元引受人（連帯保証人）

指定短期入所生活介護事業所利用契約書の締結にあたり、身元引受人を１名お願いします。この場合、原則として身元引受人は同居のご家族又はご契約者の血縁の方で、事業所の営業区域内又は秋田県内に居住する方（やむを得ない場合を除く）とします。

身元引受人は、契約終了後に、ご契約者の身柄や当施設に残されたご契約者の所持品（残置物）を引き取るものとし、引渡しにかかる費用については、ご契約者又は身元引受人にご負担いただきます。

身元引受人の方に、異動（変更、転居、転職等）があった場合は、速やかに施設にご連絡ください。

連帯保証人となる方については、本契約から生じるご契約者の債務について、極度額60万円の範囲内で連帯してご負担いただきます。その額は、ご契約者又は連帯保証人が亡くなったときに確定し、生じた債務について、ご負担いただく場合があります。

連帯保証人からの請求があった場合には、本会及び施設は、連帯保証人の方に利用料等の支払い状況、滞納金の額、損害賠償の額等、ご契約者の全ての債務の額等に関する情報を提供します。

8．職員の配置と勤務体制

（令和６年４月１日現在）

◎　以下は、入所定員110人、短期入所10人を含む体制です。※は兼務者あり

職種	職員数	夜間勤務職員数	備考（資格など）
施設長	１人		社会福祉士　８人
施設長補佐	２人		精神保健福祉士　０人
嘱託医師	１人		社会福祉主事任用資格　２４人
生活相談員	４人		介護支援専門員　１４人
看護師	８人		看護師（准看護師含）　９人
介護員	５３人	５人	管理栄養士　３人
機能訓練指導員	２人		介護福祉士　４９人
管理栄養士	３人		認知症ケア専門士　２人
調理員	１６人		
事務員	４人		（複数資格あり）
※介護支援専門員	３人		
その他	６人		
合　計	１００人		

◎　平均勤務体制　（※標準的な時間）

職種	勤　務　体　制		
介護員	・早番	７：００～１６：００	５～６人
	・日勤①	８：００～１７：００	５～６人
	・日勤②	８：４５～１７：４５	１～４人
	・遅番①	１０：３０～１９：３０	６人
	・遅番②	１３：００～２２：００	６人
	・夜勤	２２：００～　８：００	５人
看護職員	・早番	７：００～１６：００	１人
	・日勤	８：４５～１７：４５	２～４人
	・遅番	９：３０～１８：３０	１人
機能訓練指導員		８：３０～１７：３０	０～２人
その他の職員		８：３０～１７：３０	１～１３人

※なお、看護職員は当番にて夜間自宅待機体制をとり、急変時に備えます。

９．非常時災害時の対策

・非常時の対応　　別に定める「大館市社会福祉事業団　防火・防災管理規定」にもとづき対応します。

・非常通報の体制　　非常通報体制は全職員での連絡体制を確保しています。

・近隣との協力関係　　地元消防団と防災協力協定を締結し、非常時の応援協力体制について確保しています。

・平常時の訓練と防災設備

年２回夜間及び日中を想定した避難訓練をご契約者の方も参加して実施しています。

・防災設備の概要

避難口（非常口）	8ヵ所	誘導灯・誘導標識	36ヵ所
防火戸	7ヵ所	防火用水	40ｔ
屋内消火栓設備	18ヵ所	非常電源設備	有
自動火災報知設備	18ヵ所	自動転送システム	有
非常通報設備	有		
漏電火災警報機	有		
非常警報設備	有		

１０．緊急時における対応

サービス提供を行っている時に、ご契約者の病状急変、その他緊急事態が生じた時には、速やかに主治医または施設が定めた協力医療機関に連絡すると共に、管理者に報告します。また、主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な措置を講じます。

11. 当施設ご利用の際に留意いただく事項

来訪・面会

来訪者は、面会時間（基本的に8:30～20:00）を遵守し、窓口にて面会簿の記入をお願いします。食品等の差し入れを持参された場合は、必ず職員へその旨お申し出下さい。また、感染症予防対策として、面会場所や時間を制限させて頂く場合があります。

ご契約者の移送

原則、サービス利用に伴う自宅と施設間の送迎、及び、利用期間中の通院以外の目的での移送は行いません。

ただし、やむを得ない事情（緊急受診等）がある場合は、この限りではありません。

内服薬、点眼薬等

薬を服用されている方は、医療機関から処方された内服薬（点眼薬や軟膏含む）と、薬局から渡されている最新の薬剤情報（薬の内容や効能が書かれたもの）を必ずご持参ください。また、薬は日数分を不足のないようにご準備ください。

外出

外出の際には、必ず行き先・送迎者・食事の有無・帰宅予定時間を職員に申し出ください。

居室・設備・器具の使用

施設内の居室や設備、器具は本来の用法にしたがってご利用下さい。これに反してご利用により破損等が生じた場合、賠償していただくことがございます。

喫煙・飲酒

飲酒については、原則、職員の見届けが可能な範囲での対応となります。喫煙は敷地内全面禁煙となっている為不可となります。

迷惑行為

けんか、暴行、中傷、口論など他人に対する迷惑行為はご遠慮ください。

所持品の管理

入所時に所持品を確認させていただきます。なお、所持品は日常生活用品に限らせていただいています。貴重品のご持参はお控えください。

現金等の管理

原則お預かりしませんが、やむを得ない理由によりお預かりが必要な場合は、ご相談ください。

宗教活動・政治活動

施設内で他の人に対して、自身の信心している宗教活動や政治活動を強要しないでください。

動物飼育

個人による動物の飼育は原則禁止と致します。

通信機器の利用

施設内での携帯電話、その他通信機器のご使用は、他の入居者のご迷惑にならないようご協力お願いします。

１２．高齢者虐待防止について

当施設は、ご契約者の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げる通り必要な措置を講じます。

①虐待防止委員会を設置し、研修等を通じて従業者の人権意識の向上や知識・技術の向上に努めます。
②個別支援計画の作成など適切な支援の実施に努めます。
③従業者が支援にあたっての悩みを相談できる体制を整えるほか、従業者がご契約者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。

１３．身体的拘束等の適正化のための指針

当施設は、介護保険指摘基準上の身体的拘束等の禁止の規定と当施設の理念・方針に則り、身体的拘束等をしないケアの実施に努めます。身体的拘束等の適正化の為、次に掲げる通り必要な措置を講じます。

①身体的拘束適正化検討委員会を設置し、委員会の開催・研修等を通じて従業者の人権意識の向上や知識・技術の向上に努めます。
②緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合、「切迫性」「非代替性」「一時性」の３つの要件を全て満たす状態であることを確認します。
③やむを得ず身体的拘束が必要な状態の場合、施設内で定めた手順に添って実施します。

１４．衛生管理について

当施設は、当該施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないしないよう必要な措置を講じます。

① 施感染症の予防及び食中毒のまん延防止のための対策を検討できる委員会を開催すると共に、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
② 感染症の予防及びまん延防止の為の指針を整備します。
③ 従業者に対し、感染症の予防及び食中毒のまん延防止の為の研修及び訓練を実施します。
④ 「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行います。

１５．事業継続計画の策定について

当施設は、感染症や非常災害時の発生時において、入所者に対するサービスの提供を継続的に実施する為の、及び非常時の体制で早期の業務再開をはかる為の計画（以下「事業継続計画」）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

① 従業者に対し、事業継続計画について周知すると共に、必要な訓練及び訓練を定期的に実施します。
② 定期的に事業継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

１６．苦情の受付について

（１）当施設における苦情やご相談は、以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者）
・主任生活相談員　　平澤　幸子
○苦情解決責任者
・施設長　　伊藤　政利
○受付時間　　毎週月曜日から金曜日
9:00 から 17:00

また、目安箱を事務室前廊下・介護センター前廊下に設置しております。

（２）苦情解決第三者委員

その他、当法人では苦情解決の第三者委員を３名の方にお願いしています。第三者の立会いを希望される方については、その旨お知らせください。また、施設内に第三者委員の連絡先を掲示しておりますので、直接連絡していただいてもかまいません。

（３）行政機関その他苦情受付機関

○大館市役所・福祉部長寿課・介護保険係
大館市字中城 20 番地
TEL　0186-43-7055（代表）　FAX　0186-42-8532
○秋田県国民健康保険団体連合会・介護保険担当
秋田市山王４丁目２－３
TEL　018-862-3850　　FAX　018-824-0043

○秋田県福祉保健部・長寿社会課・介護保険担当
秋田市山王４丁目１－１
TEL　018-860-1366　　FAX　018-860-3867

（4）利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等

<table>
<tr><td rowspan="2">利用者アンケート調査、意見箱等利用者の意見等を把握する取り組みの状況</td><td>①　あり</td><td>結果の開示</td><td>①　あり　　2　なし</td></tr>
<tr><td colspan="3">2　なし</td></tr>
<tr><td rowspan="4">第三者による評価の実施状況</td><td rowspan="3">1　あり</td><td>実施日</td><td></td></tr>
<tr><td>評価機関の名称</td><td></td></tr>
<tr><td>結果の開示</td><td>1　あり　　2　なし</td></tr>
<tr><td colspan="3">②　なし</td></tr>
</table>

１７．事故発生時の対応

①　事故が発生した場合には、その原因を分析し、市町村等の関係機関、ご契約者及びその家族に対して速やかに報告を行うとともに、再発防止策等の必要な措置を講じます。

②　賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

１８．個人情報の取り扱い

個人情報の取り扱いについては、別紙「個人情報取扱業務概要説明書」に基づき利用目的や範囲をふまえ、適切に対応いたします。

１９．記録の管理

ご契約者及び職員、設備、備品、会計等に関する諸記録を整備すると共に、施設サービス計画、その他サービス提供に関する記録を整備し、完結の日から５年間保存します。

２０．ハラスメントに関する対応について

適切なサービス提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動、又は優越的な関係を背景とした業務上必要な範囲を超えた言動等により、従業者の環境が害されることを防止する為の必要な措置を講じます。

上記のとおり、指定短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）事業所サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

令和　　年　　月　　日

大館市特別養護老人ホームつくし苑　指定短期入所生活介護事業所

説明者職名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）事業所サービスの提供開始に同意し受領しました。

利用者住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞

署名代行者住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（本人との関係）＿＿＿＿＿＿　氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞